



しぶや青色

平成27年 12月号 第538号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

平成27年度 (一社)渋谷青色申告会関係納税表彰受彰の皆様

11月12日(木)、東郷記念館に於て、渋谷税務署主催の納税表彰式が挙行されました。また、11月19日(木)には渋谷都税事務所にて、渋谷都税事務所長感謝状贈呈式が挙行されました。

平成27年度本会関係の栄えある受彰者の皆様をご紹介します。

国税関係

★ 渋谷税務署長納税表彰式 11月12日(木) (於：東郷記念館)

渋谷税務署長表彰状	福島玉子 殿	(本部理事・原宿支部)
	大竹二晴 殿	(本部理事・渋谷支部)

渋谷税務署長感謝状	石川喬朗 殿	(代々木東支部)
	市川有里恵 殿	(青年部・原宿支部)
	水野隆夫 殿	(事務局長)

都税関係

★ 渋谷都税事務所長感謝状贈呈式 11月19日(木) (於：渋谷都税事務所)

渋谷都税事務所長感謝状	木下正道 殿	(副会長・歯科医師部会)
-------------	--------	--------------

平成27年度渋谷税務署長納税表彰式

平成27年度 渋谷税務署長納税表彰式



金森渋谷税務署長と受彰者のみなさん

渋谷都税事務所長感謝状受賞者



各受賞者のみなさん



木下副会長

税を考える週間（11月11日～11月17日）行事 『署長講演会』開催

11月10日(火) 南国酒家・迎賓館において、「税務署長講演会」を開催いたしました。講演会には渋谷税務署から金森署長をお招きし、「税の役割と社会貢献のあり方」というテーマでお話しをいただきました。

講演では、戦後、税務協力団体で活躍された人物を取り上げ、申告納税制度は我々青色申告会などの税務協力団体の活動に支えられていること、またその活動は社会貢献にも通じるものであることなどをわかりやすくお話しいただきました。

当日は41名が参加し、熱心に耳を傾ける姿が多く見受けられました。

講演会終了後は青色普及会勢拡大出陣式と意見交換会が行われ、会勢拡大などについて活発な意見交換を行うことができました。



金森渋谷税務署長



講演会風景

年末調整について

★ 12月の給料・賞与の金額が決定したら、必要書類等を準備のうえ、事務局へお越し下さい。

★ 納期特例7月～12月分の納期限は1月20日(水)

★ ご持参いただく書類等

1 【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】（名前・住所・生年月日・続柄等）

- ① 控除対象配偶者（老人控除対象配偶者）の名前・生年月日・平成27年中の所得見積額
- ② 控除対象扶養親族の名前・生年月日・平成27年中の所得見積額
- ③ 障害者（一般の障害者・特別障害者・同居特別障害者） — 本人・控除対象配偶者・扶養親族
- ④ 寡婦（一般の寡婦・特定の寡婦） — 本人
- ⑤ 寡夫 — 本人
- ⑥ 勤労学生 — 本人

2 【給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書】

- ① 新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除証明書（平成24年1月1日以後に契約締結）
旧生命保険料、旧個人年金保険料の控除証明書（平成23年12月31日以前に契約締結）
- ② 地震保険料（長期損害保険料控除証明書 平成18年12月31日までに締結、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないもの）社会保険料（国民年金保険料）等控除証明書（本人が平成27年中に支払ったもの）
毎月の給与から差し引かれた社会保険料額の集計
- ③ 国民健康保険料・介護保険料等金額（本人が平成27年中に支払ったもの）
- ④ 小規模企業共済等掛金払込証明書（本人が平成27年中に支払ったもの）
- ⑤ 所得者が生計を一にする配偶者（合計所得金額が76万円未満の人に限る）で控除対象配偶者に該当しない人（配偶者特別控除早見表参照 所得38万円超～76万円未満、段階的に適用最高38万円）

3 【平成27年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）】

4 事業主の印鑑

5 給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書（納付書） — 納期特例あるいは一般用

平成27年分の決算・確定申告作成指導のご予約受付中 !!

— 申告及び納期限 — 所得税及び復興特別所得税は3月15日（火）
消費税等は3月31日（木）

★ご予約・各種イベントのお申し込みは事務局までお電話＜3463-7043＞ください

お知らせ

★会費・青色共済会費を口座振替でお支払の会員の方へ

1月6日（水）にご指定の口座より振り替えられます
（前日までに口座残高のご確認をお願いします）

★会員の方へ

1月14日（木）は当会「新年賀詞交歓会」です
当日の事務局は午後3時までの業務となります

1月の税務相談日

当会会員の税理士による「税務相談会」をぜひご利用下さい

開催日・曜日	会場名	時間
1月20日（水）	（一社）渋谷青色申告会・事務局	午前10時～午後4時

費用 無料（1人約1時間を予定）譲渡所得・贈与税等のある方はこちらの「税務相談会」をご利用ください。

● 都税からのお知らせ ●

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です

（23区内）


お手元の納付書により、12月28日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※2
- ③ コンビニエンスストア※3

＜利用可能なコンビニエンスストア＞


くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。）

- ④ 金融機関※1・郵便局の （ページ）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4
- ⑤ パソコン・携帯電話・スマートフォンからのクレジットカード納付
インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）
詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト（<https://zei.tokyo>）をご覧ください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-3963-2177）へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

※4 ○ （iJマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。

なお、都では独自に、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】 東京都渋谷都税事務所 03(5420)1621(代)

＜課税について＞ 固定資産税係 ＜納税について＞ 徴収管理係

